条例案	条例解説案
(前文)	
私たちのまち生駒市は、大都市大阪に近接する	
緑豊かな住宅都市としての特性とともに、往馬大	
社、長弓寺、宝山寺、高山茶筌などの歴史文化資	
源に加えて、関西文化学術研究都市・高山サイエ	
ンスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、	
伝統産業と最先端の科学が融合した関西有数の	
住宅都市として発展してきました。	
一方、少子高齢化をはじめ、人口減少や低成長	
時代の到来により、財源の確保が厳しさを増すな	
ど、地方自治体を取り巻く社会経済情勢の急激な	
変化の中で、市民が行政に求めるニーズは高度	
化・多様化しています。	
こうした状況において、これまでの行政主体の	
市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが	
求められており、そのために市民は、自治の主役	
であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向	
けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自	
治にかかわっていくことが必要になっています。	
これに対して市は、「選択と集中」を基本とす	
る都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的	
な行財政運営を推進していかなければなりませ	
h.	
私たちは、このような認識の下に、将来にわた	
り、全ての市民の人権が尊重され、人と自然が共	
生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化	
の薫り高い生駒市づくりを基本理念として、いつ	
までも住み続けたい都市を目指します。	
ここに私たちは、市民と市が各々の役割を自覚	

し、お互いを尊重し、情報共有に基づく参画と協働による真の「市民自治」を実現するため、生駒市におけるまちづくりの最高規範として生駒市市民自治基本条例を制定します。

#### (目的)

第●条 この条例は、生駒市における自治の基本 理念と主権者である市民の権利を明らかにす るとともに、市民及び市の果たすべき役割や市 政運営の仕組みを定めることにより、地方自治 の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社 会を創造することを目的とする。

条例の目的を地方自治の本旨に基づく自治の実現と自立した地域社会の創造としています。「地方自治の本旨」とは、憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、住民自治(その地方の住民の意思と責任において行政が行われること)と団体自治(国から独立した団体として、その団体の権限と責任において行政が行われること)の2つからなるとされています。

#### (定義)

- 第●条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、 学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営む ものをいう。
  - (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地 方公共団体をいう。
  - (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理 委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会 及び固定資産評価審査委員会をいう。
  - (4) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及 び評価等、まちづくりの過程に、市民が主体 的にかかわることをいう。
  - (5) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいう。

(1)「市民」とは、地方自治法上の「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。)のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。

- (2)「市」とは、普通地方公共団体の市議会及び市の執行機関です。
- (3)「執行機関」とは、市長のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことです。

### 【地方自治法】

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

- 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かな ければならない委員会及び委員は、左の通りである。
  - (1) 教育委員会
  - (2) 選挙管理委員会
  - (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会

	3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かな
	ければならない委員会は、左の通りである。
	(1) 農業委員会
	(2) 固定資産評価審査委員会
	(4)「参画」とは、「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って 主体的にまちづくりに関わること」をいいます。「参画」は、単なる参加ではなく、 意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。こ れは、参画の原則である「情報共有」、「信頼・連帯」、「学習」、「相互理解」、 「協働」、「判断・選択」、「効率・効果」というキーワードに基づくものです。
	(5)「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役
	割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合うことをいいます。こ
	のことは協働の原則である(1)自主自立・対等、(2)相互理解・目的共有、(3)公平・公
	正・公開という考え方を基本としています。
(最高規範性)	
第●条 この条例は、生駒市の自治の推進におけ	この自治基本条例が、生駒市の最高規範であることを規定しています。最高規範性を謳
る最高規範であり、市は、他の条例等の制定改	うことから、一般的に自治基本条例は自治体の憲法といわれています。市は、この条例の
廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図	趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この条
らなければならない。	例の趣旨を尊重することを規定しています。
(情報共有及び公開)	
第●条 市民及び市は、まちづくりに関する情報	参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報提供や公開を規定することで、市
を共有するものとする。	民の知る権利を事実上保障するものです。
2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極	また、市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に
的に公開するとともに、分かりやすく、速やか	努めることを規定するものです。
に提供しなければならない。	
(参画と協働の原則)	
第●条 市民及び市は、第○条の目的を達成する	この条例の目的を達成するため、市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民
ため、参画と協働によるまちづくりを推進す	同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しな
る。	がら協働してまちづくりに取り組むことを規定するものです。
(人権の尊重)	
第●条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍 などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保	参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、誰もが個人として基本的な人権が尊重 され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。

障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。	
(まちづくり参画の権利)	
第●条 市民は、まちづくりの主体であり、まち	「住民自治」を確立し、参画と協働のまちづくりを推進するため、まちづくりの主体は
づくりに参画する権利を有する。	市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定しています。また、
2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参	「参画する権利」とは、「生駒市パブリックコメント手続条例」、「附属機関等の設置及
加を理由として差別的な扱いを受けない。	び運営に関する取扱指針   や同指針に基づく「附属機関等の会議の公開に関する基準   な
	どがありますが、市民は、様々なまちづくりに参画する権利を有しています。
	市民がまちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることがないことを規定し
	ています。
(満20歳未満の市民のまちづくりに参画す	
る権利)	満20歳未満の青少年及び子どもにもその年齢に応じたまちづくり参画の形態が必要
第●条 満20歳未満の青少年及び子どもは、そ	であり、その意見は市の貴重な財産となることから、こうした子どもたちの参画の権利を
れぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する	保障する規定です。
権利を有する。	
(まちづくり参画における市民の責務)	
第●条 市民は、自らがまちづくりの主体である	まちづくりに参画する市民の責務として、まちづくりの主体であることの自覚ととも
ことを自覚するとともに、互いの活動を尊重	に、自らの発言と行動に責任を持つことが、自治を育てる重要な要件となるため規定して
し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を	います。
持って積極的にまちづくりに参画するよう努	また、公共の福祉、次世代及び地域の発展と環境の保全に配慮すべきこともまちづくり
めなければならない。	参画に当たっての市民の責務としています。
2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、	
公共の福祉、次世代及び地域の発展と環境の保	
全に配慮しなければならない。	
(議会の役割と権限)	
第●条 市議会は、団体意思の決定機関であると	市議会は、市民の負託に応えて、自治体としての生駒市の意思を決定する機関であると
ともに、市民自治を推進する機関である。	ともに、立法機能を通じて市民自治を推進する役割を担う機関であることを定めていま
2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並び	す。
2 市战公(5) 中心主义于人已战(7) 5 旧战业(5	

限を有する。

3 市議会は、法律等の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限、並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

の重要事項を議決する権限や議事運営等を通じて執行機関の適正な行政運営が図られているかどうかについて、監視、けん制する権限があることを定めています。

市長と独立対等な二元代表制を担っている市議会の権限について、条例の制定改廃や予算、決算の認定を議決する権限をはじめ、検査権、監査請求権、調査権及び国等に対する 意見書の提出権などの地方自治法の規定を確認するものです。

### 【地方自治法に定められている主な議会の権限】

- ・議決権(第96条の議決事項として、条例の制定改廃、予算の決定など15項目)
- ·選挙権(第97条、第103条、第182条)
- 検閲 検査権、監査請求権(第98条)
- 意見書提出権(第99条)
- ·調査権(第100条)
- 長の不信任議決権(第178条)

#### (議会の青務等)

- 第●条 市議会は、立法機関であり、意思決定機 関としての責任を常に自覚し、長期的展望をも って活動するとともに、広く市民から意見を求 めるよう努めなければならない。
- 2 市議会は、主権者たる市民に議会における意 思決定の内容及びその経過を説明する責務を 有する。
- 3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれ た議会運営に努めなければならない。
- 4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独 自の施策を展開させるため、立法機能の強化に 努めなければならない。
- 5 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この 条例に基づく議会の役割を十分考慮して定め られなければならない。

(議会の会議・会期外活動)

第●条 市議会の会議は、討議を基本とする。

市議会は、市民の代表機関として、将来展望を持った総合的な視野での判断や活動が求められるとともに、民意の掌握に努めなければならないことを定めています。

市議会は、意思決定における議論の内容や経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。

市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報提供を行い、市民参加の推進に努めるべきことを規定しています。

市議会は、生駒市の実状に応じた独自の施策展開を進めるため、議会が有する立法などの政策立案機能の強化に努めなければならないことを定めています。

市議会の定数は、地方自治法第91条で規定されていますが、議会の組織及び定数は、 意思決定機関として、また、本市の市民自治を推進する役割を担う市民の代表機関として、 本条例上の議会の役割を考慮し、自主的な判断に基づいて決定されるべきことを規定する ものです。

市議会は、市民の代表機関であるとともに、議論し、意思決定をしていく機関でもある

- 2 市議会は、全ての会議を原則公開とする。た だし必要と認められるときは、非公開とするこ とができる。この場合においては、その理由を 公表しなければならない。
- 3 市議会は、会期外においても、市政への市民 の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自 立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努め なければならない。

ことから、開かれた議会での議論が意思決定過程の透明性を高め、市民の意思を反映したものになるという考え方に基づき、「議論の重要性」について規定するものです。

開かれた議会として議会での審議過程を明らかにするとともに、市民が自由に、また、 積極的に会議を傍聴できるように会議の原則公開を定めています。ただし、個人情報の保 護に関わる事案などについては、必要に応じて非公開とすることができ、その場合は、非 公開とした理由を公表しなければならないとしています。また、地方自治法第115条の 規定による秘密会とした場合についても、その理由を公表しなければならないとしていま す。

### 【地方自治法】

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員 3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開 くことができる。

議会は、会期中における議会の権限の行使だけでなく、会期外においても、市政への市 民意思の反映のため、独立機関として市の施策等の検討や調査に努めなければならないこ とを定めています。

## (議員の役割・責務)

- 第●条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、 公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を 保持し、常に市民全体の福利を念頭に置き行動 しなければならない。
- 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、 常に自己研鑽に努め、審議能力及び政策提案能 力の向上に努めなければならない。

(協働のまちづくりにおける市の役割)

第●条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民等の活動の支援を通じて、市民等による公共的サービスの提供が適正に行

市議会議員は、議決機関としての意思決定に当たり、責任を負って市民から任される立場であることから、公平、公正、誠実に職責を果たすべきことを定めています。

市議会議員は、特定の地域や団体などの代表ではなく、市民全体の代表者である議員としての品位を保持し、市民全体の利益を行動の指針としなければならないことを定めています。

市議会議員には、分権時代における生駒市づくりを進める上で必要な、政策の提言や提案能力の一層の向上が期待されることから、常に自己研鑽に努めていくべきことを規定しています。

参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービスの提供という役割を担うだけではなく、今後は他の主体に公共的サービスの提供を委ねる場面も多く登場すると考えられます。こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービスの提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組み

われることを保証するよう努める。

2 市は、必要に応じて、市民等の間の調整を行う役割を担う。

を作る役割を中心に担うことになると考えられることに伴う規定です。なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。

協働のまちづくりにおいては、市民、市民活動団体、事業者が行う公共的な活動を調整することが必要な場合もあると考えられ、それぞれの活動主体自身による自主的な調整が円滑に行われない場面においては、必要に応じて市が実質的な調整の役割を担うこととするものです。

#### (市長の責務)

- 第●条 市長は、市の代表者として市民の福祉の 増進を目指し、市民の付託に応えるよう、市の 事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しな ければならない。
- 2 市長は、事務の執行に当たっては市民及び議会への説明責任を果たすとともに、本条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

市長は、市の代表として市の事務を管理するとともに、公正かつ誠実に執行しなければならないとしています。これは、地方自治法に規定されている長の統轄代表権、事務の管理及び執行権を市長の責務という視点から規定するものです。

市長は、自治体の代表者として事務を執行する上で市民、議会への説明責任があるとともに、まちづくりの主体は市民であるとした本条例の趣旨を踏まえてハード面の都市計画事業などばかりでなく、ソフト面の地域自治組織の形成などを進めなければならないことを示しています。

市長は、職員の監督者として適切な指導を行うとともに、職員の資質と能力の向上のため、さまざまな研修体制や制度の整備になどに努めなければならないとした規定です。

### 【地方自治法】

### (長の統轄代表権)

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。 (事務の管理及び執行権)

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

## (職員の指揮監督)

第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

## (執行機関の責務)

第●条 市の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。

地方自治法第138条の2の規定「執行機関の義務」を本条例の理念に則り、執行機関全体の責務という視点から具体化しました。市の執行機関として、その職務の執行に当たり、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に執行しなければならないという倫理観を規定したものです。

#### 【地方自治法】

#### (執行機関の義務)

第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算 その他の議会の議決に基づく事務及び政令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共 団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため、市の職員も

市の職員は、この条例の趣旨に則して職務を遂行すること、及び服務の根本基準を遵守

生活者であることの視点を大切にし、率先して市民としての責務を果たすことを規定して

(市の職員の責務)

- 第●条 市の職員は、自らも生活者であり、また、 生駒市の市民であることを認識し、積極的にま ちづくりの推進に努めるものとする。
- 2 市の職員は、本条例の趣旨に則して職務を遂 行するとともに、全体の奉仕者として、公正、 誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならな V
- 3 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向 上に努めなければならない。

して公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。

市の職員としての責務を果たすに当たって、政策形成能力、政策法務能力等、自らの知 識や技能の向上に努めなければならないことを規定しています。

### 【地方公務員法】

います。

#### (服務の根本基準)

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務 の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(まちづくり参画における市の青務)

- 第●条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、 自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、 性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわ らず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を 重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に 努めなければならない。
- 2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの 過程において、市民参画の拡充に努めなければ ならない。

(総合計画等の策定)

第●条 市は、市民参画のもと、総合的な市政運

まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や 権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会 的又は経済的環境等への配慮を市の責務としています。

さらに、行政運営の企画立案、実施及び評価について、それぞれの過程における市民参 画について定めています。

総合計画は市政運営の指針であり、策定に当たっては、本条例の趣旨に則って、市民参 営の指針として、基本構想及びこれに基づく基│画によることとともに、当該計画に基づいて計画的な市政運営に努めることを市に課して

本計画(以下「総合計画」という。)を本条例 の趣旨に則り策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。

- 2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。
- 3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。

#### (説明責任)

第●条 市は、政策の立案から実施、評価に至る まで、その経過や内容、目標の達成状況等を市 民に分かりやすく説明しなければならない。

#### (意思決定の明確化)

第●条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。

#### (行政組織)

第●条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に 分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備 するとともに、責任を明確にして、組織の横断 的な調整を図らなければならない。

### (職員政策)

- 第●条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮 できるよう、職員の適切な任用及び配置に努め なければならない。
- 2 市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様

います。

都市計画や環境といった行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定することとしています。

総合計画や行政分野ごとの計画については、計画、実施、評価及び改善のサイクルによる進行管理を的確に行うことで、継続的な事務改善に役立てることとしています。

### 【行政分野ごとの計画】

生駒市における行政分野ごとの計画としては、「地域防災計画」、「国民保護計画」、「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」などがあります。

市は、政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。この説明責任は、市民が「情報提供を受け、自ら取得する権利」を保障するとともに、市民が「まちづくり参画の権利」を行使する上での前提となるものです。

意思決定の過程とは、市長が政策意思を決定する過程、すなわち「政策意思の形成過程」 全般をいい、「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように 考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることを定めるも ので、市は、請求に基づき公開するだけでなく、お知らせ、公表、説明等に努めるよう規 定するものです。

市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりを市の責務として規定しています。また、分断された縦割り組織の弊害(窓口対応における市民のたらいまわしなど)に対処するため、横断的な連携や調整が必要なことを定めています。

職員の任用及び配置に関する市の責務を定めています。具体的には、地方公務員法の規定に基づき、能力の実証に基づき職員の任用を行うこと及び職員の配置等に当たっては定期的な勤務実績の評定を行うこととするものです。

### 【地方公務員法】

(任用の根本基準)

な機会の保障に努めなければならない。	第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない。 (勤務成績の評定) 第40条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。 市は、地方分権時代に適切に対応できる職員として、その資質の向上及び多様な自己研鑽の機会を保障するため、政策研究や各種専門研修の充実に努めなければならないことを規定しています。
(法務政策) 第●条 市は、市民ニーズや地域課題に対応する ため、自ら責任を持って法律等を解釈し、条例、 規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な 法務行政を推進しなければならない。	地方分権の推進に伴い、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められており、そのための自治立法権と法律等の解釈に関する自治権を活用した法務活動の充実について 定めています。
<ul> <li>(法令遵守及び公益通報)</li> <li>第●条 市は、市政の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講じなければならない。</li> <li>2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する制度について必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	市は、生駒市法令遵守推進条例(平成19年6月25日条例第21号)を適切に運用しなければならないことを規定しています。 市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、職員の職務に係る法令等の遵守制度の適切な運用を市に課す規定です。 行政執行の公正を妨げ、市政に対する信頼を損なう行為で、公益に反する恐れのある事実がある場合の職員の公益通報制度の適切な運用を市に課しています。 【生駒市法令遵守推進条例】 (市の責務) 第3条 市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為及び公益目的通報に適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。
(行政手続) 第●条 市は、処分、行政指導及び届出に関し、 公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利 利益を保護するため、その手続について必要な 措置を講じなければならない。	市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するための行政手続き条例(平成9年3月31日条例第2号)を適切に運用しなければならないことを規定しています。 【生駒市行政手続条例】

1	н	的	等)
١.		נים	寸!

第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

#### (危機管理)

第●条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

市は、阪神淡路大震災以降も各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力のもと危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市では、防災体制に関しては、他の地方公共団体や民間企業等との間で、災害相互応援協定をはじめ、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。

## (広聴応答義務)

- 第●条 市は、市民からの行政に関する意見、要望及び苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。
- 2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正 に行うため記録を作成し、整理、保存に努める ものとする。

市民からの意見や要望等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由等を速やかに 回答することで、市民との情報共有及び信頼関係の構築を目指すものです。そのためには、 職員一人ひとりの意識改革や各種手続への誠実な対応が必要となります。

市民との応対を円滑に行うため、記録を作成し、その整理、保存に努めることを規定するもので、生駒市法令遵守推進条例により運用することになります。

## 【生駒市法令遵守推進条例】

(要望等の記録)

- 第6条 職員は、要望等(要望等を行う者(以下「要望者」という。)が公職者以外の者であるときにあっては、当該要望等が職員に対して職務に関する具体的な行為をし、又はしないことを求めるものに限る。)を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。
- 2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。

【生駒市法令遵守推進条例施行規則】

(要望等の記録)

	第3条 条例第6条第1項の規定により要望等を記録するに当たっては、不実又は虚偽の
	記録をしてはならない。
	2 条例第6条第1項の規定による要望等を受けたときは、要望等の意図及び内容を正確
	に把握するため、可能な限り複数の職員で対応するとともに、要望者に要望等を記録し
	た内容(以下「記録内容」という。)の確認を求めるように努めるものとする。
	3 条例第6条第1項の規定により記録する事項は、次に掲げる事項(要望者が明らかに
	しない事項を除く。)とする。
	(1) 要望等を受けた日時
	(2) 要望等を受けた方法
	(3) 要望等を受けた場所
	(4) 要望者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地
	(5) 要望等を受けた職員の所属名、職名及び氏名
	(6) 要望等の件名及び内容
	(7) 要望者に対する回答の内容
	(8) 要望等への対応の結果
	(9) 要望者による記録内容の確認の状況
	(10) 前各号に掲げるもののほか、要望等を記録するために必要な事項
	(記録内容の報告等)
	第4条 職員は、記録内容を所属長を経て、当該職員の所属に係る部長(市長事務部局の
	公主成石しては即長、小垣向長、桐柳長、教育安員云事務周の即長又は議云事務周長でいう。以下同じ。)に報告するものとする。
	- いり。以下向し。川に報告するものとする。 - 2 前項の場合において、職員が特別職に属する職員で常勤のもの又は教育長であるとき
	は、当該記録内容を所管する部長に送付するものとする。
	3 前2項の規定による報告又は送付を受けた部長は、当該記録内容について、次に掲げ ストニスによりた数字は合業の対策会議に送せまるまでしまる。
	るところにより生駒市法令遵守対策会議に送付するものとする。
	(1) 記録内容が日常的、定例的又は軽易なものであるときは、毎月末日までに受けた
	要望等に係る記録内容を翌月の10日までに送付するものとする。
	(2) 記録内容が重要、異例又は不当要求行為に該当すると認めるときは、直ちに送付
	するものとする。
(広聴対応機関)	

第●条	市は、	市巨	見の苦情、	要望、	提言、	意見等
に対応	ふするた	こめ、	必要な措	昔置を請	<b>まじなけ</b>	ればな
らない	١,					

生駒市法令遵守推進条例において、「要望等の記録その他要望等への対応の状況につい て、定期的に調査を実施し、必要な意見を述べること」を所掌事項とする法令遵守委員会 が設置されており、当該委員会の適正な運用を保証する規定です。

### 【生駒市法令遵守推進条例】

(法令遵守委員会)

- 第16条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項のほか、次に掲げる 事項を所掌させるため、委員会を置く。
  - (1) この条例の施行に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること。
  - (2) 要望等の記録その他要望等への対応の状況について、定期的に調査を実施し、必 要な意見を述べること。
  - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 委員会は、委員3人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者その他法令等又は行政の運営に関し識見を有する者のうちから、 議会の同意を得て市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とす る。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定め る。

### (財政運営の基本方針)

第●条 市長は、総合計画を実現するための中・ 長期財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財 源を効果的・効率的に活用し、自主的かつ健全 な財政運営を行わなければならない。

市の財政は、市民の税金等によって支えられていることを踏まえた財政運営の基本事項 として、一定の期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化した総合計 画やそれを実現するための財政計画を定めます。更にこれらの計画に基づく事業の成果等 の目標到達度を明らかにし、次の計画や予算、その実施に反映させる行政評価に基づいて、 財源を効果的・効率的に活用できるように自主的かつ健全な財政を確立することが必要で あることを定めています。

### (予算編成、執行及び決算)

第●条 市長は、予算の編成及び執行に当たって ┃

第○条の財政運営の基本方針の趣旨に基づき、予算の編成及び執行に当たっては、実施 は、実施計画及び行政評価を踏まえて行い、最一計画及び行政評価を踏まえて行うことを定めています。また、地方自治法第2条第14項

小の経費で最大の効果をあげられるよう努め なければならない。

- 2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明ら ならない。
- 3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算 及び決算を具体的に把握できるよう、分かりや すい情報を提供するものとする。

の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとと もに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする「行政運営 効率化の原則」の観点から、地域の諸資源(人材、自然、歴史、文化、地域活動など)や、 かになるよう予算の執行計画を策定しなければ | 経営資源(人・モノ・カネ・情報)を最大限活用して、予算を編成し執行することを確認 するものです。

> 地方自治法第220条第1項「予算の執行及び事故繰越し」、地方自治法施行令第15 0条「予算の執行及び事故繰越し」及び生駒市予算規則に基づき、予算執行を進めること を原則事項として定めています。

### 【地方自治法】

(予算の執行及び事故繰越し)

第220条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する 手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

#### 【地方自治法施行令】

(予算の執行及び事故繰越し)

- 第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手 続として定めなければならない。
  - (1) 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
  - (2) 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
  - (3) 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従つて歳入歳 出予算を執行すること。
- 2 前項第3号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなけれ ばならない。

### 【生駒市予算規則】

(予算成立の通知)

第8条 主管課長は、予算が成立したときは、課長に対して当該課の所掌 事務に係る予算を通知するとともに、これを会計管理者に通知するもの とする。

(予算執行計画)

第9条 課長は、前条の規定により通知を受けたときは、速かにその所掌 事務に係る予算執行に予算執行計画書(様式第1号)を作成し、主管課長

	に提出しなければならない。 2 主管課長は、前項の予算執行計画書に基づき、必要と認めるときは、 課長の意見を聴き予算執行計画を調整し、市長の決定を受けなければな らない。 3 主管課長は、決定された予算執行計画を直ちに課長及び会計管理者に
	通知するものとする。 予算の編成過程の情報に加えて、「予算に関する説明書」のほか、より 具体的な予算説明資料や「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明す る書類」の充実などにより、市民に予算及び決算の内容が分かりやすく理 解できるような情報提供に努めるべきことを定めています。
(財産管理) 第●条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。	市の財産の適正で計画的な管理及び運用並びにその保有状況の情報請求に対する速やかな公開を市長に課しています。市有財産の管理は、地方自治法第149条等で財産の適正な管理及び効率的な運用が定められています。なお、市長は今後財産の管理計画の策定に努めるものとします。また、同法第243条の3に基づき、市民に分かりやすい財政状況の公表を定めており、本市では、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙などで歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表しています。 【地方自治法】(担任事務) 第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。 (6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること。 (財政状況の公表等) 第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。
(財政状況の公表) 第●条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地	財政状況の公表は、地方自治法にも規定されていますが、市政運営にとって重要なため、
方債及び一時借入金の現在高その他財政に関 する状況について、所見を付して分かりやすく	本条例においても規定することとしました。公表に当たっては、市長の見解を付けて市民 に分かりやすく公表する必要性を規定しています。

公表しなければならない。	【財政状況の公表に関する条例】
	(趣旨)
	第 1 条   地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 1 項の規定に
	基づき、公表すべき財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公 まに関しては、この条例の完めるトラスによる
(行政評価)	表に関しては、この条例の定めるところによる。
「「以計価」   第●条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、	│ │ 各種の計画、予算、決算、事務内容などの項目ごとに評価することを定めるものです。│
	台種の計画、丁鼻、伏鼻、事務的各などの項目ことに評価することを定めるものです。    行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標達成度な
2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市	11 政計価は、事業の成未、任事の効率性、投入コイトに対する効未、成未と自標達成度な     どを明らかにするもので、そのためには、「Plan(計画)・Do(実施)・Chec
民に公表し、政策及び事務執行に反映するもの	k (評価) ・A c t i o n (改善・見直し) のマネジメントサイクルを導入することが必
とする。	要になります。
3 市長は、市民参画による評価を行うなど、常	女になりより。   評価結果を公表することは、透明性の向上と市民のまちづくりへの関心を高めることに
に評価方法の改善に努めなければならない。	もつながり、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映させ
	ることを定めています。
	行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策について
	は、市民参画による評価システムを構築することが重要であることの規定です。「生駒市
	行政改革大綱」に基づくアクションプランにおいて、施策評価及び事務事業評価を導入し、
	予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしており、そのシステムの中で
	市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。
(外部監査)	
第●条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保	市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機
するため、必要に応じて外部機関その他第三者	関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が
による監査を実施する。	監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、
	地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さ
	ない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資
	格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化すること
	とされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じ
	て外部機関その他第三者による監査を実施することができるとしており、本条例施行後に
	その内容を検討することになります。
(条例制定等の手続)	

- 第●条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。
  - (1) 関係する法律等又は条例等の制定改廃に 基づくもので、その条例の制定改廃に政策的 な判断を必要としない場合
  - (2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に 規定する事項の内容に実質的な変更を伴わ ない場合
  - (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の 議案を提出する者(以下「提案者」という。) が不要と認めた場合
- 2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有 無及び状況に関する事項を付して、条例案を提 出しなければならない。

(計画策定段階の原則)

第●条 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。

まちづくりに関する重要な条例の制定改廃に関して、市民参画を図ることを規定してい ミす。

まちづくりに関する重要な条例とは、

- (1) まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、
- (2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例、
- (3) その他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例をいいます。

条例案提出の際に市民参画の状況を明示することで、市民及び議会双方への説明責任を 果たします。

重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求め、 市の考え方を公表するという規定です。これは、市の附属機関等における委員の公募、ア ンケートやパブリックコメントの実施を示しています。なお、対象となる市の基本的な政 策等の内容、意見聴取の時期や方法等は別に条例で定めています。

## 【生駒市パブリックコメント手続条例】

(目的)

第1条 この条例は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、政 策等を策定する過程において市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参 加を促進し、もって行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的と する。

(計画策定手続き)

第●条 市民に意見を求めるときは、意思決定過

市民に意見を求める際の意見聴取の方法や提示された意見に対する市の回答及び公表

程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

原則を規定しています。なお、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度による場合については、生駒市パブリックコメント手続き条例によることとなります。

#### (審議会等)

- 第●条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として公募の委員を加えなければならない。
- 2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

審議会等委員の選任について、地域や性別、年齢、国籍等への配慮及び原則として市民 公募委員を設けることを規定しています。

審議会は、原則公開するとともに、その会議録も公開することとしています。

平成20年4月1日から附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針を施行しており、 委員の公募に当たっては同指針に基づく附属機関等の委員の公募に関する基準によると ともに、会議等については、附属機関等の会議の公開に関する基準により運用しています。

### 【附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針】

(委員の公募)

- 第6条 委員の選任に当たっては、市民参加の推進を図るため、公募による委員の選任枠 を設けるものとする。ただし、その設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、 この限りでない。
- 2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、委員の公募に関する取扱いの基準は、別に定める。 (会議の公開等)
- 第7条 附属機関等は、会議の開催の周知、会議の公開、会議結果の公表等に努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関する取扱いの基準は、別に 定める。
- 3 附属機関等は、市民からの意見募集、公聴会の開催等の方法により、市民の意向が反映されるよう努めるものとする。

### (市民自治の定義)

第●条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能 な一定の地域において、市民が地域を取り巻く

市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語

様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 市民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者並びに個人も含まれるものとする。

表現で共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。

市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPOなどとともに、個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域に関わる様々な活動主体がそれぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。

(市民自治に関する市民の役割)

- 第●条 市民は、市民自治活動の重要性を認識 し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなけ ればならない。
- 2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

(市民自治に関する自治体の役割)

- 第●条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市 民自治活動を尊重しなければならない。
- 2 市は、自治会やボランティア、NPO等の市 民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の 市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを 支援する。

(市民自治協議会等)

- 第●条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくる ため、一定のまとまりのある地域において、自 治会やNPOなどの多様な主体で構成される 市民自治活動を行う組織(以下「市民自治協議 会」という。)を設置することができる。
- 2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれ たものとし、市及びその他の組織と連携しなが ら市民自治活動を行うものとする。
- 3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。

補完性の原則に基づき、まず市民自身が市民自治活動の重要性を認識し、その担い手として積極的に市民自治活動に参加することを市民の努力義務として規定しています。

市民自治活動への参加に加えて、自らの判断に基づき、市民自治活動を行う団体等を支援することも市民の努力義務として規定するものです。

市の市民自治活動に対する認識を確認する規定です。

市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。自立した市民自治の活性化は自治体全体の強化につながり、地域社会自体が豊かになることから、こうした公益性のある市民自治活動に対する行政からの支援を保証するものです。

地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度以下の単位を基本に自治会やNPOなどの多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織(市民自治協議会)の設置について規定するものです。

市民自治協議会は、当該地域の市民のほか、当該地域とかかわりのある市民(事業者、各種団体等を含む)に開かれた、透明性のあるものとするとともに、市や関係する組織と連携して協働によって活動することを規定しています。

市は、市民自治協議会に対し、助成金の交付や職員の派遣、活動拠点施設の整備など必要な支援を行うことができることを規定しています。

市は、総合計画をはじめとする市の計画策定や事業、施策の推進に当たっては、市民自

- 4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たって は、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮 するとともに、その意思を可能な限り反映しな ければならない。
- 5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事 業の一部を当該市民自治協議会に委ねること ができる。この場合において、市は、その実施 に係る経費等について必要な措置を講じなけ ればならない。
- 6 前各項に関することは、別に定める。

(市民投票の原則)

第●条 市長は、市政に関わる重要事項につい て、直接市民の意思を確認するため、市民投票 の制度を設けることができる。

(市民投票要件)

- 第●条 市民は、市長に対して市民投票を請求す ることができる。
- 2 議会及び市長は、市民投票を発議することが できる。
- 3 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他 の市民投票の実施に必要な事項は、別に定める。 この場合において議会及び市長は、投票資格者 を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者 の参加に十分配慮しなければならない。
- 4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民 投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしな ければならない。

(情報への権利)

第●条 市民は、法令により制限される場合を除

治協議会が策定した地域計画(地域ビジョンなど)との整合に配慮するとともに、市民自 治協議会の意見等を尊重しなければならないとする規定です。

市は、それまで市が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等につい て、市民自治協議会から求められたときは、できる限り市民自治協議会が市に代わって行 えるよう配慮することを規定するもので、この場合、サービス提供等に係る経費を支払う など必要な措置を講じるものとしています。

市民自治協議会に関する詳細事項は、十分な検討や調整を行った上で、別に条例で定 めることとしています。

市の重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する意思確認の手段として、市 民投票ができることを定めています。

市民の請求により市民投票ができることを定めた規定です。

市議会や市長が直接市民の意思を確認しながらそれぞれの意思決定を行っていくこと は、間接民主制を補完する意味でも重要であるため、市議会と市長も市民投票を発議でき ることを定めています。

市民投票の実施請求に関する具体的な手続やその後の方法等は、別に条例で定めること を規定しています。その条例においては、定住外国人や未成年者の参加に配慮することと する規定です。

市民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果で市長や議会の選択や決断を拘束す るものではありませんが、投票の成立要件を含め、あらかじめ投票結果の取扱いを定めて おくとする規定です。

情報を受ける権利、自ら取得する権利(アクセス権)について規定しています。市民が いて、市に対しその有している情報の提供を要 | 主体のまちづくりにおいて、市民が自ら考え、行動するためには、さまざまなまちづくり

求し、取得する権利を有する。	に関する情報が市民に十分提供されなければならないことを定めるものです。
(情報共有制度)	TEM / WILLIAM IN PAIL   73 DEPT CAN CONTACTOR OF STATE OF CASE
第●条 市は、市民が容易に情報を得られるよ	市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。
う、仕組みや体制の整備について必要な措置を	
講じなければならない。	
(情報収集及び管理)	
第●条 市は、常に市政運営に必要な情報の収集	生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、常に収集すべきことと、所在を
に努めるとともに、その保有する情報を適正に	明確にし、必要なときに職員の誰もが引き出せるよう情報の適正管理について定めていま
管理しなければならない。	す。
(個人情報の保護)	
第●条 市は、個人の権利及び利益が侵害される	情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならない
ことのないよう、個人情報の収集、利用、提供	ことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを
及び管理等について、必要な措置を講じなけれ	定めています。本条例では基本的な事項を定めていますが、具体的には「生駒市個人情報
ばならない。	保護条例」を適用します。
(他自治体住民との連携)	
第●条 市民及び市は、市外の人々と交流・連携	まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を
を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用す	取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。
るよう努めるものとする。	
(近隣自治体との連携)	
第●条 市は、共通する地域課題の解決や効果的	市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通する
で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情	さまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自
報共有と相互理解のもと、連携してまちづくり	治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していこうとする規定
を推進するものとする。	です。生駒市では、「奈良県市町村会館管理組合」、「奈良県後期高齢者医療広域連合」
	などの一部事務組合に加入しているのをはじめ、近隣の6市間で災害時における相互応援
	協定の締結や第二阪奈有料道路での事故等に対応するため「東大阪市、生駒市及び奈良市
	消防相互応援協定」を締結しています。
(広域連携)	
第●条 市は、共通する地域課題の解決や効果的	第○条の近隣自治体との連携に加えて、自治体間での共通課題や環境問題、交通問題の
で効率的な行政運営のため、市民参画を進めな	ように広範囲に及ぶ課題については、単独の自治体だけでは対応しきれないことから、市
がら、他の自治体、国、県及びその他の機関と	民参画を得ながら、関係自治体をはじめ、県や国とも対等の立場で連携しながら協力して

対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。

解決すべきことを定めています。生駒市では、廃棄物の広域処理等に関する大阪湾フェニックス計画をはじめ、大和川及び竜田川流域の水質改善、再生等を目指すプロジェクト会議や推進会議に参画しています。

#### (国際交流及び多文化共生)

第●条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力に努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。

日常生活におけるさまざまな分野で国際交流、協力に努めるとともに、市民が、ともに地域に暮らす住民として、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め、尊重し共存できる多文化共生社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを推進することを定めています。生駒市では、国際化基本指針などを策定し、それらに基づく事業・施策を展開しています。

#### (条例の見直し)

- 第●条 市は、この条例の施行後5年を超えない 期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条 例の規定について検討を加え、その結果に基づ いて見直し等の必要な措置を講じるものとす る。
- 2 市は、前項の規定に基づく検討等を行うに当 たっては、検討委員会を設置することができ る。

この条例は、本市における最高規範として位置付けられるため、その内容はある程度恒久的なものとして前文や基本原則などは変わらないと考えられますが、一定期間が経過した後も各条文がその時々の社会情勢に合っているか、本市にふさわしいものであり続けているかを検証して形骸化を防止するため、施行後5年を超えない期間ごとに市民の意見を反映させて検討し、必要な見直し等を行うことを規定しています。

見直し等の検討に当たっては、必要に応じて委員会組織を設置して行うこととし、その委員構成や審議方法等は条例施行後に検討して定めることになります。